

一、最新中国法令

● 商务部关于印发《自贸试验区重点工作清单（2023—2025年）》的通知

- 【发布单位】商务部
【发布文号】商自贸函〔2023〕181号
【发布日期】2023-06-09
【内容提要】该通知明确了北京、上海、广东等20地自贸试验区2023至2025年的重点工作清单。以北京、上海为例，具体包括：

北京自贸试验区重点工作清单（2023-2025年）
<ul style="list-style-type: none">▪ 推进建设数字贸易港，探索完善数据跨境流动、数据流通等规则制度体系。▪ 建设面向全球的国际商事争议解决中心。开展商事调解组织登记管理试点，探索由司法行政机关对商事调解组织进行统一登记，并加强监督管理。
上海自贸试验区重点工作清单（2023-2025年）
<ul style="list-style-type: none">▪ 推进“一网通办”、“一业一证”改革，建立健全行业综合监管制度。开展商事调解组织登记管理试点。▪ 打造跨国公司总部经济集聚区。▪ 深化生物医药研发用物品通关便利化试点。▪ 争取率先深化增值电信领域对外开放，推动人工智能、大数据等数字技术产业化、规模化。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202306/20230603417508.shtml>

● 国家税务总局、财政部关于优化预缴申报享受研发费用加计扣除政策有关事项的公告

- 【发布单位】国家税务总局、财政部
【发布文号】国家税务总局、财政部公告2023年第11号
【发布日期】2023-06-21
【实施日期】2023-01-01
【出台背景】按照现行规定，企业可在10月份预缴申报及年度汇算清缴时享受研发费用加计扣除政策。
- 【内容提要】该公告在上述两个时点的基础上，新增一个享受时点，对7月份预缴申报第2季度（按季预缴）或6月份（按月预缴）企业所得税时，能准确归集核算研发费用的，允许企业就当年上半年发生的研发费用享受加计扣除政策。

一、最新中国法令

● 「自由貿易試験区重要作業リスト(2023—2025年)」公布に関する商務部による通知

- 【発布機関】商務部
【発布番号】商自贸函〔2023〕181号
【発布日】2023-06-09
【概要】本通知において、北京、上海、広東等20か所に設置されている自由貿易試験区の2023年から2025年までの重要な作業リストを明確にしている。以下では、北京、上海を例に挙げて整理している。

北京自由貿易試験区重要作業リスト(2023-2025年)
<ul style="list-style-type: none">▪ デジタル貿易港の建設を推進し、データの越境移転・データ流通などの規則制度体系の構築を検討し、整備する。▪ グローバル化に向けた国際商事紛争解決センターを設置する。商事調停組織の登録と管理制度を試行し、商事調停組織の登録は全て、司法行政機関において一元管理する仕組みを整えることによって、商事調停組織に対する監督管理を強化する。
上海自由貿易試験区重要作業リスト(2023-2025年)
<ul style="list-style-type: none">▪ 「オンライン・ワンストップ化」、「一業一証」改革を推進し、業界の総合的な監督管理制度を構築し整備する。商事調停組織の登録と管理を試行する。▪ 多国籍本部経済クラスターを形成する。▪ バイオメディカル研究開発用物品の通関利便化措置を試行する。▪ 付加価値電信業務の対外開放を率先して行い、人工知能、ビッグデータなどのデジタル技術の産業化、規模の拡大を推進する。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202306/20230603417508.shtml>

● 予納申告する研究開発費用の加算控除政策最適化に関する国家税務総局、財政部による公告

- 【発布機関】国家税務総局、財政部
【発布番号】国家税務総局、財政部公告2023年第11号
【発布日】2023-06-21
【実施日】2023-01-01
【公布背景】現行規定によると、企業は、10月の予納申告時及び年度確定申告時に、研究開発費用の加算控除政策が適用されることになっている。
- 【概要】本公告では、上述の2つの時点に加えて、7月に第2四半期（四半期ごとに予納）又は6月（月ごとに予納）の企業所得税の予納申告の際に、研究開発費用を正確に集約・算定することができる場合、当年度の半年間に発生した研究開発費用にも加算控除政策が適用されることを認めている。

【法令全文】请点击以下网址查看：
国家税务总局、财政部关于优化预缴申报享受研发费用加计扣除政策有关事项的公告
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5205530/content.html>
官方解读
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5205531/content.html>

● [自然资源部关于发布《工业项目建设用地控制指标》的通知](#)

【发布单位】自然资源部
【发布日期】2023-05-11
【实施日期】2023-05-11
【内容提要】《工业项目建设用地控制指标》由规范性指标和推荐性指标组成，是核定工业项目用地规模、评价工业土地利用效率的重要标准，新建、改建、扩建工业项目均要严格执行。

- 该文件适用于《国民经济行业分类》(GB/T 4754)的制造业，以及与《国民经济行业分类》(GB/T 4754)的制造业对应的战略性新兴产业、先进制造业。
- 对不符合《工业项目建设用地控制指标》要求的工业项目，主管部门要按规定核减项目用地面积或不予供地。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://qi.mnr.gov.cn/202306/t20230625_2792329.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● [国家市场监督管理总局就《经营者集中反垄断合规指引》公开征求意见](#)

日前，国家市场监督管理总局公布《关于公开征求<经营者集中反垄断合规指引（征求意见稿）>意见的公告》，现向社会公开征求意见（截止日期为

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
予納申告する研究開発費用の加算控除政策最適化に関する国家税務総局、財政部による公告
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5205530/content.html>
公式解説
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5205531/content.html>

● [「工業プロジェクト建設用地制御指標」公布に関する自然资源部による通知](#)

【発布機関】自然资源部
【発布日】2023-05-11
【実施日】2023-05-11
【概要】「工業プロジェクト建設用地制御指標」は、規範的な指標及び推奨的な指標から成り、工業プロジェクト用地の規模を査定し、工業用地の利用効率を評価する上で重要な基準となるものであり、工業プロジェクト（新設、改設、増設）は、これに厳格に従い実施する必要がある。

- 本文書は、「国民经济業種分類」(GB/T 4754)の製造業、並びに「国民经济業種分類」(GB/T 4754)の製造業に該当する戦略的新興産業、先進製造業に適用される。
- 「工業プロジェクト建設用地制御指標」要件に不適合の工業プロジェクトについては、主管部門は、規定により審査の上、プロジェクト用地の面積を削減する、又は土地を供給しないことになる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://qi.mnr.gov.cn/202306/t20230625_2792329.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● [国家市場監督管理總局が、「事業者集中に関する独占禁止法コンプライアンス手引き」について、パブリックコメントを募集している](#)

先頃、国家市場監督管理總局が、「<事業者集中に関する独占禁止法コンプライアンス手引き（意見募集案）>のパブリックコメント募集に関する公告」を公布し、パ

2023年07月03日)。

该指引共六章三十五条，梳理了经营者集中审查制度主要规定，总结了重点合规风险，并提出合规承诺、合规报告、合规评价、合规咨询、合规培训、合规奖惩等合规管理保障措施。经营者可以根据经营规模、管理模式、集中频次、合规体系等自身情况，参照该指引建立经营者集中反垄断合规具体制度，或者将该指引有关经营者集中合规要素纳入经营者现有反垄断合规管理制度。

(里兆律师事务所 2023年06月21日编写)

● 商务部：正推进加入 CPTPP 进程

日前，商务部工作人员表示，中国政府已向《全面与进步跨太平洋伙伴关系协定》(CPTPP) 成员递交了中国加入 CPTPP 的交流文件。

目前中国正在推进加入 CPTPP 进程，对 CPTPP 2300 多个条款进行了深入全面的研究和评估，梳理中国加入 CPTPP 需要进行的改革措施和需要修改的法律法规；目前中国已基本放开了制造业外资准入，正在全面有序放开服务业，未来还将合理缩减外资准入负面清单，推出自贸试验区和全国范围内的跨境服务贸易负面清单。

(里兆律师事务所 2023年06月21日编写)

● 上海市高级人民法院发布 2023 年第二批参考性案例 (主要为涉金融专题案例)

日前，上海市高级人民法院审判委员会将 6 件案例 作为 2023 年第二批 (总第二十三批) 参考性案例予以发布，主要为涉金融专题案例，供全市法院在审判类似案件时参考。案由关键词涉及担保无效、应收账款虚构、自物担保、保理合同等。

(里兆律师事务所 2023年06月26日编写)

ブリックコメントを募集している(締め切り日は、2023年7月3日である)。

本手引きは、計 6 つの章、35 の条目から成り、事業者集中審査制度における主要な規定を整理し、特に注意を払うべきコンプライアンスリスクを取りまとめ、コンプライアンス管理の実効性確保のための措置として、コンプライアンス誓約、コンプライアンス報告、コンプライアンス評価、コンプライアンス相談、コンプライアンス研修、コンプライアンス遵守面での賞罰などを挙げている。事業者は、事業規模、マネジメント方式、集中の頻度、コンプライアンス遵守体制等、自社の状況に応じて、本手引きを参照し、「事業者集中に関する独占禁止法遵守のための制度」を制定する、又は本手引きのうち事業者集中に関する内容を自社の既存の独占禁止法コンプライアンス管理制度に盛り込んでおくといふ。

(里兆法律事務所が 2023年6月21日付で作成)

● 商务部：CPTPP への加盟に向けて、一連のプロセスを進めているところである

先頃、商務部の職員は、中国政府が、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(CPTPP) 締結国に対して、中国の CPTPP 加盟に関する交渉文書を提出したことを明らかにした。

現在、中国は、CPTPP への加盟に向けて、一連のプロセスを進めているところであり、CPTPP の 2300 余りの条文について綿密かつ全面的な調査と評価を行い、中国が CPTPP に加盟するにあたり実施すべき改革措置及び改正する必要がある法律法規を整理している。現在、中国では、製造業への外資参入規制は、ほぼ撤廃されており、サービス業の対外開放を秩序立てて推進しているところであるが、将来的には外資参入のネガティブリストを合理的に削減し、自由貿易試験区版及び全国版のクロスボーダーサービス貿易のネガティブリストを発表する予定である。

(里兆法律事務所が 2023年6月21日付で作成)

● 上海市の高等裁判所が、参考となる裁判例 (2023 年の第二回目であり、主に金融関連の裁判例が含まれている) を公表した

先頃、上海市の裁判所において類似する事案を審判する際に参考となるよう、上海市の高等裁判所審判委員会が、6 件の裁判例 (2023 年の第二回目、合計で第 23 回目) を公表した。それには主に金融関連の裁判例が含まれており、事案概要のキーワードには、担保無効、架空の売掛金、自物担保、ファクタリング契約などがある。

(里兆法律事務所が、2023年6月26日付で作成)

三、里兆解读

- [《失信行为纠正后的信用信息修复管理办法\(试行\)》解读](#)

[《失信行为纠正后的信用信息修复管理办法\(试行\)》](#)(国家发展改革委第 58 号令,以下简称“《信用修复办法》”)已经于 2023 年 5 月 1 日生效。该办法新界定了信用信息修复权,对于完善我国信用信息管理制度,提高信用信息管理水平,推动社会诚信体系建设具有重要意义。

- **何为“信用信息修复权”**

《信用修复办法》第二条规定,信用主体依法享有信用信息修复的权利,除法律、法规和党中央、国务院政策文件明确规定不可修复的情形外,满足相关条件的信用主体均可按要求申请信用信息修复。这一规定赋予了信用主体依法享有申请信用信息修复的法定权利,为失信主体提供了一个重塑诚信形象的机会;这也体现了国家对于信用惩戒方式的宽严相济的监管导向,保障了信用主体的合法权益。

此外,信用信息修复具体是指,信用主体为积极改善自身信用状况,在纠正失信行为、履行相关义务后,向认定失信行为的单位(以下简称“认定单位”)或者归集失信信息的信用平台的运行机构(以下简称“归集机构”)提出申请,由认定单位或者归集机构按照有关规定,移除或终止公示失信信息的活动。

- **《信用修复办法》的适用范围**

《信用修复办法》的适用范围针对的是“公示的失信信息”的修复。

“公示”是指,归集机构整合相关信用信息并记于信用主体名下后,对依法可公开的信息在信用网站进行集中统一公示。但是,简易程序中作出的对法人和非法人组织的行政处罚信息以及普通程序中作出的对法人和非法人组织的警告、通报批评的行政处罚信息,原本就不属于公示对象;此外,对自然人的行政处罚信息,原则上也不公示;即,该类信息本身不属于此次信用修复的对象。

“失信信息”是指,全国公共信用信息基础目录和地方公共信用信息补充目录中所列的对信用主体信用状况具有负面影响的信息,包括严重失信主体名单信息、行政处罚信息和其他失信信息。

三、里兆解説

- [「信用失墜行為是正後の信用情報回復管理弁法\(試行\)」の考察](#)

[「信用失墜行為是正後の信用情報回復管理弁法\(試行\)」](#)(国家發展改革委員會第 58 号令、以下「信用回復弁法」という)が 2023 年 5 月 1 日から発効した。本弁法は、信用情報回復権を新たに画定し、中国における信用情報管理制度の整備、信用情報管理水準の引き上げ、社会信用システム構築の推進において重要な意義がある。

- **「信用情報回復権」とはなにか**

「信用回復弁法」第 2 条の規定によれば、信用を担う当事者となる企業(以下「信用主体」という)は信用情報を回復する権利を法に依拠して有しており、法律、法規及び中国共産党中央委員会、國務院政策文書の中で回復してはならないと明確に定められている場合を除き、所定の条件を満たしている信用主体はいずれも規定に従い信用情報の回復を申請することができる。この規定は、信用主体に対し、法に依拠して信用情報回復を申請する法定権利を与え、信用失墜主体に対しては誠実なイメージを形成し直す機会を提供している。これは、国の信用懲戒方法に対する「寛猛相濟(かんもうあいすくう)」という監督管理のガイドラインを具現化し、信用主体の適法な權益を保障するものである。

また、信用情報の回復とは、具体的には、信用主体が、自身の信用状況を積極的に改善するために、信用失墜行為を是正して義務を履行した後、信用失墜行為の認定機関(以下「認定機関」という)又は信用失墜情報を集約する信用プラットフォームウェブサイトの運営機関(以下「集約機関」という)に申請し、当該認定機関又は集約機関が関係規定に従い、信用失墜情報の公示リストから削除し又は公示を終了させることをいう。

- **「信用回復弁法」の適用範囲**

「信用回復弁法」の適用範囲は、「公示されている信用失墜情報」の回復に対応している。

「公示」とは、集約機関に係る信用情報を見直して整理し、信用主体の名の下に記載した後、法律に基づき公開可能な情報を信用ウェブサイトで集中的に一括して公示することをいう。ただし、簡易手続きにおいて法人及び非法人組織に対して下される行政処罰情報と普通手続きにおいて法人及び非法人組織に対して下される警告、譴責の行政処罰情報は、もともと公示の対象外である。このほか、自然人に対して下される行政処罰情報も原則として公示されない。すなわち、このような情報はそれ自体、今回の信用回復の対象ではない。

「信用失墜情報」とは、全国公共信用情報基礎目録と地方公共信用情報補充目録に記載された信用主体の信用状況に対し悪影響をもたらす情報であり、これには深刻な信用失墜主体リスト情報、行政処罰情報

及びその他の信用失墜情報が含まれる。

需要特別注意的是，我们认为，此处“失信信息”的修复并不包括中国人民银行征信报告（以下简称“人行征信报告”）中的失信不良信息。关于“失信信息”与“征信不良信息”的主要区别说明如下：

1. 主管部门不同：《信用修复办法》是由国家发展和改革委员会出台；而“征信不良信息”是由人民银行主管；
2. 规制的对象不同：《信用修复办法》规制的“社会信用”¹，其范围大于“征信不良信息”针对的“个人征信”；
3. 性质不同：人行征信报告本身不公开公示，且明确不良信息的保存期限为5年，期满方可删除，即、不存在所谓的“可修复性”。

■ 开展信用信息修复活动的主要平台

1. 全国信用信息共享平台
2. “信用中国”网站
3. 地方信用信息共享平台和信用网站
(以下统称“信用平台网站”)
4. 行业主管(监管)部门建立的信用信息系统

■ 主要信用信息修复方式的具体程序

《信用修复办法》将信用信息修复的主要方式分为“移出严重失信主体名单”、“终止公示行政处罚信息”和“修复其他失信信息”三种，并就各自的修复程序进行了如下规定：

修复方式	具体程序	
移出严重失信主体名单	严重失信主体名单的范围	以法律、法规或党中央、国务院政策文件为依据设立的严重失信主体名单。
	受理和审核单位	信用主体申请移出严重失信主体名单的受理和审核单位均为认定单位。

特に注意すべきこととして、筆者の認識では、ここでの「信用失墜情報」の回復には、中国人民銀行信用調査報告における信用調査上の不良情報は含まれていない。「信用失墜情報」と「信用調査上の不良情報」の主な違いについて、以下説明する。

1. 主管部門が異なる。「信用回復弁法」は国家発展改革委員会によって公布されるものであり、「信用調査上の不良情報」は人民銀行が管理しているものである。
2. 規制対象が異なる。「信用回復弁法」によって規制される「社会信用」¹の範囲は、「信用調査上の不良情報」が対象としている「個人信用調査情報」よりも広範である。
3. 性質が異なる。中国人民銀行信用調査報告自体は公開公示されず、かつ不良情報の保存期間が5年であることが明確であり、期間満了してからでなければ削除することができず、つまり、いわゆる「回復可能性」は存在しない。

■ 信用信息回復活動を展開していくうえでの主要なプラットフォーム

1. 全国信用信息共有プラットフォーム
2. 「信用中国」ウェブサイト
3. 地方信用信息共有プラットフォームと信用ウェブサイト
(以下「信用プラットフォームウェブサイト」という)
4. 業界主管(監督管理)部門が設置する信用信息システム

■ 主な信用信息回復方法の具体的な手続き

「信用回復弁法」は、信用信息回復の主要な方法を「深刻な信用失墜主体リストからの削除」、「行政処罰情報の公示の終了」、「その他信用失墜情報の回復」の3通りに分け、それぞれの回復手続きについて以下の通り規定している。

主要な信用信息回復方法	具体的な手続き	
深刻な信用失墜主体リストからの削除	深刻な信用失墜主体リストの範囲	法律、法規又は中国共産党中央委員会、国务院政策文書に依拠して設立された深刻な信用失墜主体リスト。
	受理と審査機関	信用主体による深刻な信用失墜主体リストからの削除申請を受理し、審査する機関は、いずれも(信用失墜行為の)認定機関である。

¹ 根据《全国公共信用信息基础目录(2022年版)》，纳入公共信用信息有12类；包括：登记注册基本信息、司法裁判及执行信息、行政管理信息、职称和职业资格信息、经营(活动)异常名录(状态)信息、严重失信主体名单信息、有关合同履行信息、信用承诺及其履行情况信息、信用评价结果信息、遵守法律法规情况信息、诚实守信相关荣誉信息和市场主体自愿提供的信用信息。

¹ 「全国公共信用信息基础目录(2022年版)」によると、記載されている公共信用信息は12分類あり、これには、登記・登録基本情報、司法裁判及び執行情報、行政管理情報、職名及び職業資格情報、経営(活動)異常名簿(状態)情報、深刻な信用喪失主体リスト情報、係る契約履行情報、信用承諾及びその履行状況情報、信用評価結果情報、法律法規遵守状況情報、誠実信用に関する名誉情報と事業者が自ら提供する信用信息が含まれる。

	修复时间	<ol style="list-style-type: none"> “信用中国”网站自收到认定单位共享的移出名单之日起三个工作日内终止公示严重失信主体名单信息。 修复时间要经过认定单位审核决定,并非自提出修复申请之日起的三个工作日。
终止公示行政处罚信息	信用平台网站公示行政处罚信息的范围	以普通程序作出的对法人和非法人组织的行政处罚信息。
	公示期	<ol style="list-style-type: none"> 最短公示期为三个月,最长公示期为三年;其中,涉及食品、药品、特种设备、安全生产、消防领域的行政处罚信息的最短公示期为一年。 同一行政处罚决定涉及多种处罚类型的,其公示期限以期限最长的类型为准。 行政处罚信息的公示期限起点,以行政处罚作出时间为准。
	修复条件	<ol style="list-style-type: none"> 完全履行行政处罚决定规定的义务,纠正违法行为。 达到最短公示期限;最短公示期届满后,方可按规定申请提前终止公示。最长公示期届满后,相关信息自动停止公示。 公开作出信用承诺。承诺内容应包括所提交材料真实有效,并明确愿意承担违反承诺的相应责任。 法律、法规对相关违法违规行爲规定了附带期限的惩戒措施的,在相关期限届满前,行政处罚信息不得提前终止公示。
	受理和审核单位	通过“信用中国”网站向国家公共信用信息中心提出申请,由国家公共信用信息中心受理并审核决定。
	修复时间	1. 国家公共信用信息中心收到申请材料后进行形

	回復期間	<ol style="list-style-type: none"> 「信用中国」ウェブサイトは、認定機関が共有する削除リストを受け取った日から 3 稼働日以内に、深刻な信用失墜主体リスト情報の公示を終了させる。 回復期間は認定機関の審査を経て決定されなければならない、回復申請を提出した日からの 3 稼働日ではない。
行政处罚情報の公示の終了	信用プラットフォームウェブサイトでの公示する行政处罚情報の範囲	普通手続きにおいて法人及び非法人組織に対して下される行政处罚情報。
	公示期間	<ol style="list-style-type: none"> 最短の公示期間は 3 か月であり、最長の公示期間は 3 年である。そのうち、食品、薬品、特種設備、安全生産、消防分野の行政处罚情報の最短の公示期間は 1 年である。 同一の行政处罚決定が複数の処罰に係る場合、その公示期間は、期間が最も長い処罰を基準とする。 行政处罚情報の公示期間の開始日は、行政处罚が下された日を基準とする。
	回復条件	<ol style="list-style-type: none"> 行政处罚決定書に規定された義務を完全に履行し、違法行為を是正すること。 最短での公示期間が満了すること。最短の公示期間が満了してから初めて規定に従い公示の早期終了を申請することができる。最長の公示期間が満了すると、係る情報については自動的に公示が終了となる。 信用承諾を公に行うこと。承諾の内容には、提出する材料が真実有効であり、かつ承諾に違反した場合の係る責任を負うことを明確に同意することが含まれていなければならない。 法律、法規で、係る法律法規違反行為について期限付きの懲戒措置を規定している場合、係る期日が満了するまでは、行政处罚情報の公示を早期終了させてはならない。
	受理および審査機関	「信用中国」ウェブサイトを通じて国家公共信用情報センターに申請を提出し、国家公共信用情報センターが受理し、かつ審査により決定する。
	回復期間	1. 国家公共信用情報センターは申請資料を受け取った後、形式審

		式审查，材料齐全且符合要求的，予以受理；材料不齐全或者不符合要求的，应当在三个工作日内一次性告知信用主体予以补正，补正后符合要求的，予以受理。 2. 国家公共信用信息中心应当自受理之日起七个工作日内确定是否可以提前终止公示；对不予提前终止公示的，应当说明理由。
修复其他失信信息	兜底规定	
备注	国家公共信用信息中心不得以任何形式向申请修复的信用主体收取费用。	

		查を行い、資料が揃っており、条件を満たしている場合、受理する。資料が揃っておらず、又は条件を満たしていない場合は、3 稼働日以内に信用主体に一括して告知し補正させ、補正後に条件を満たしている場合は、受理する。 2. 国家公共信用情報センターは受理日から7稼働日以内に公示の早期終了ができるかどうかを確定しなければならない。公示の早期終了を認めない場合は、理由を説明しなければならない。
その他信用失墜情報の回復	包括条項	
備考	国家公共信用情報センターは、如何なる形式をもってしても、回復を申請する信用主体から費用を徴収してはならない。	

■ 信用信息修复的协同联动

《信用修复办法》规定了信用信息修复的协同联动机制，具体有：

1. 流程线上运行

国家公共信用信息中心应当保障信用信息修复申请受理、审核确认、信息处理等流程线上运行。

2. 建立信用信息修复信息共享机制及更新机制

(1) 共享机制

信用平台网站与认定单位、国家企业信用信息公示系统、有关行业主管（监管）部门信用信息系统建立信用信息修复信息共享机制。地方信用平台网站运行机构应当配合国家公共信用信息中心做好工作协同和信息同步。

信用平台网站应当在作出信用信息修复决定之日起三个工作日内将修复信息共享至认定单位和相关系统。

(2) 更新机制

信用平台网站应当自收到信用信息修复信息之日起三个工作日内更新公示信息。

■ 信用信息回復における協同連携

「信用回復弁法」は、信用情報回復における協同連携メカニズムを定めており、具体的には次のものが含まれる。

1. プロセスのオンラインによる運用

国家公共信用情報センターは、信用情報回復申請の受理、審査確認、情報処理などのプロセスのオンラインによる運用を保障しなければならない。

2. 信用情報回復情報共有メカニズム及び更新メカニズムの構築

(1) 共有メカニズム

信用プラットフォームウェブサイトは、認定機関、国家企業信用情報公示システム、関連業界主管（監督管理）部門信用情報システムとの信用情報回復情報共有メカニズムを構築する。地方信用プラットフォームウェブサイト運営機関は、国家公共信用情報センターが、業務の協同と情報の同期を徹底させるうえで協力しなければならない。

信用プラットフォームウェブサイトは、信用情報の回復が決定された日から3稼働日以内に回復情報を認定機関及び関連システムと共有しなければならない。

(2) 更新メカニズム

信用プラットフォームウェブサイトは、信用情報回復情報を受け取った日から3稼働日以内に公示情報を更新しなければならない。

从“信用中国”网站获取失信信息的第三方信用服务机构，应当建立信息更新机制，确保与“信用中国”网站保持一致。信息不一致的，以“信用中国”网站信息为准。国家公共信用信息中心应当对第三方信用服务机构信息更新情况进行监督检查，对不及时更新修复信息的机构，可以暂停或者取消向其共享信息。

■ 《信用修复办法》的惩戒措施

《信用修复办法》规定了信用主体在申请信用信息修复时，如有提供虚假材料、信用承诺严重不实或被行政机关认定为故意不履行承诺等行为，需承担以下法律责任：

- (1) 由受理申请的单位记入信用记录，纳入全国信用信息共享平台，与认定单位及时共享；
- (2) 相关信用记录在“信用中国”网站公示三年并不得提前终止公示，三年内不得在信用平台网站申请信用信息修复；
- (3) 构成犯罪的，依法追究刑事责任。

结语

总体而言，《信用修复办法》的出台和施行将作为社会信用体系建设中的“失信修复”提供非常重要的救济渠道和路径。通过信用信息修复的动态调整以体现信用主体的实际信用状况，也有利于优化营商环境，标志着我国社会信用体系建设的进一步完善。

(作者：里兆律师事务所 丁志龙、黄蓉蓉)

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题 (=律师近期的关注话题)

- 员工合规案件（职务侵占、收取回扣等）的调查与处理
- “客观情况发生重大变化”（《劳动合同法》第40条第3项）的理解与运用
- 企业应对“社保三统一”的困境与方案
- 安全审查禁令对公司业务的影响（包括对已采购、使用相关产品的处置等）

「信用中国」ウェブサイトから信用失墜情報入手した第三者信用サービス機構は、情報更新メカニズムを構築し、「信用中国」ウェブサイトとの整合性を保たなければならない。情報が一致していない場合は、「信用中国」ウェブサイトの情報を基準とする。国家公共信用信息センターは第三者信用サービス機構の情報更新状況に対し監督検査を行い、回復情報を遅滞なく更新しない機構に対しては、情報の共有を一時取り止め、又は取り消すことができる。

■ 「信用回復弁法」による懲戒措置

「信用回復弁法」は、信用主体が信用情報回復を申請する際に、虚偽の材料を提供したり、信用承諾が著しく事実と異なっていたり、承諾をわざと履行しないと行政機関に認定されたりする行為があった場合、以下の法的責任を負わなければならないと定めている。

- (1) 申請を受理した機関が信用記録を記入し、全国信用信息共有プラットフォームに収載し、認定機関と遅滞なく共有する。
- (2) 関連信用記録は「信用中国」ウェブサイト上で3年間公示し、かつ公示は早期終了させてはならず、3年以内に信用プラットフォームウェブサイト上で信用情報回復を申請してはならない。
- (3) 犯罪を構成する場合、法に依拠して刑事責任を追及する。

終わりに

全体としてみると、「信用回復弁法」が公布、施行されたことで、社会信用システム建設における「信用失墜回復」において非常に重要な救济ルートと手段が提供されたことになる。信用情報回復の動的調整がなされたことにより、信用主体の実際の信用状況が形取られ、ビジネス環境の最適化にも有利であり、中国の社会信用システム建設がさらに整備されたことを示している。

(作者：里兆法律事務所 丁志龍、黄蓉蓉)

四、トピックス

※企業が最近注目している話題 (=弁護士が最近注目している話題)

- 従業員によるコンプライアンス違反事例(業務上横領、リポート受領など)の調査と処理
- 「客観的な状況に重大な変化が発生した」(「労働契約法」第40条第3号)への理解及び運用
- 「社会保障の三つの統一」政策への対応をめぐり企業が抱える葛藤とその対処法
- 安全審査による禁止命令の会社事業(購入・使用済み製品の対応などを含む)への影響